

札幌市告示第2457号

下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年6月19日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会 総務部 総務課

電話011-211-3825

メールアドレス [kyoiku-zaimu@city.sapporo.jp](mailto:kyoiku-zaimu@city.sapporo.jp) (木) 日01月7年8命合：朝日

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

モバイルルータ回線の提供業務（学校教育用）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による

(3) 履行期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

入札説明書による

(5) 入札方法

仕様書等に示した予定回線数にそれぞれの単価を乗じたものの合計による、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された各単価に当該単価（金額）の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法  
上記1の場所で交付するほか、下記URLにある該当案件にかかるページからダウンロードできる。  
<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusyu-keiyaku-ippan2017.html>
- (3) 入札の日時及び場所  
日時：令和8年7月16日（木）10時00分  
場所：札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル4階  
札幌市教育委員会入札室
- (4) 事前に持参又は送付により入札書を提出する場合の提出期限  
令和8年7月15日（水）16時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (5) 入札書の提出方法  
上記(3)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること（電送による提出は認めない。）。  
なお、事前に入札書を提出する場合は下記のとおりとする。  
ア 持参により提出する場合、入札書は「添付資料1－様式1」にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年7月16日（木）10時00分開札 モバイルルータ回線の提供業務（学校教育用）の入札書在中」の旨を記載し、上記1宛てに入札書の提出期限までに持参すること。  
イ 送付により提出する場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）は、上記アのとおり作成及び記載すること。外封筒及び内封筒ともに入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年7月16日（木）10時00分開札 モバイルルータ回線の提供業務（学校教育用）の入札書在中」の旨を記載し、上記1宛てに入札書の提出期限までに送付すること。  
※ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (6) 開札  
入札終了後直ちに上記(3)の場所にて行う。  
ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

#### 5 入札手続等

- (1) 入札保証金  
免除
- (2) 契約保証金  
要  
契約を締結しようとする者は、料金体系内訳書で示した総額を一年間に換算した

額（小数点以下は切り捨てとする。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。